

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要

1. 建設工事の規模に関する基準（法第9条第3項関係）

分別解体等実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準を、建設工事から発生する廃棄物量の観点から、以下のとおりとする。

建築物に係る解体工事：当該建築物の床面積の合計が80m²

建築物に係る新築又は増築工事：当該建築物の床面積の合計が500m²

建築物に係る新築、増築、解体以外の工事：当該工事に係る請負代金の額が1億円

建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等：当該工事に係る請負代金の額が500万円

2. 情報通信を利用する方法（対象建設工事の請負契約に係る情報通信を利用する方法（法第13条第3項） 発注者への再資源化の完了報告に係る情報通信を利用する方法（法第18条第3項））関係

（1）対象建設工事の請負契約の当事者又は元請業者は、請負契約の内容を書面にて相互に交付し、又は発注者へ書面により報告することに代えて、電子メール等により行おうとするときは、あらかじめ、当該契約の相手方又は発注者に対し、その講じる措置の種類及び内容を示し、書面又は電子メール等による承諾を得なければならないものとする。

（2）（1）の承諾を得た対象建設工事の請負契約の当事者又は元請業者は、当該契約の相手方又は発注者から書面又はE-MAIL等によりその承諾を撤回する旨の申出があったときは、E-MAIL等による措置を講じてはならないものとする（ただし、当該契約の相手方又は発注者が再び（1）の承諾をした場合は、この限りでない。）

3. 指定建設資材廃棄物（法第16条関係）

指定建設資材廃棄物については、コストの著しい増大など（一定距離内に再資源化施設がないときなど）経済性の面での制約があるため再資源化が困難な場合には、再資源化に代えて縮減すれば足りることとされている。このため、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要なものとして政令で定めるもの（指定建設資材廃棄物）は、木材が廃棄物となったものとする。

4．報告の徴収（法第42条関係）

（1）特定建設資材に係る分別解体等の実施状況の報告徴収（第1項関係）

都道府県知事は、対象建設工事の発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、元請業者からの説明書面に関する事項その他分別解体等に関する事項に関し報告をさせることができることとする。

都道府県知事は、対象建設工事の自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、分別解体等の方法その他分別解体等に関する事項に関し報告をさせることができることとする。

（2）特定建設資材廃棄物の再資源化の実施状況の報告徴収（第2項関係）

都道府県知事は、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況につき、再資源化等の方法、再資源化等を実施した施設その他再資源化等に関する事項について報告をさせることができるものとする。

5．立入検査（法第43条第1項関係）

都道府県知事は、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物、再資源化のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿を検査させることができるものとする。

6．市町村の長による事務の処理（法第46条関係）

（1）法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、建築主事を置く市町村等の区域内で施工される対象建設工事に係るもののうち次に掲げるものは、当該市町村の長等が行うこととする。

法第10条（分別解体等の対象建設工事の届出等に関する事務）

法第11条（国等による分別解体等に係る対象建設工事の通知の受理に関する事務）

法第14条（分別解体等の実施に関する必要な助言又は勧告に関する事務）

法第15条（分別解体等の方法の変更等に係る命令に関する事務）

法第42条（分別解体等に関する報告の徴収に関する事務）

法第43条（分別解体等に関する立入検査に関する事務）

(2) 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、保健所を設置する市又は特別区の区域で行われる建設工事に関する事務で次に掲げる規定に基づくものは、当該市又は特別区の長が行うこととする。

法第 1 8 条(再資源化等が適切に行われなかった旨の申告等の受理に関する事務)

法第 1 9 条(再資源化等の実施に関する必要な助言又は勧告に関する事務)

法第 2 0 条(再資源化等に方法の変更等の命令に関する事務)

法第 4 2 条(再資源化等に関する報告の徴収に関する事務)

法第 4 3 条(再資源化等に関する立入検査に関する事務)

7 . 施行期日

平成 1 4 年 5 月 3 0 日

8 . 経過措置

再資源化等の実施に関する事務について、特別区の長が行うこととされている事務については、当分の間、都知事が行うものとする。

9 . その他

国の機関等とみなすべき公団等の設置根拠法施行令の改正

法第 1 1 条により国の機関又は地方公共団体が対象建設工事の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知しなければならないこととされているが、公団・事業団等のうち一定のものについて、国の機関等とみなして、法第 1 1 条の規定を適用することとするため、本施行令の附則において公団・事業団等の設置根拠法施行令を改正することとする。